

		団体
No.	質問	回答
1	団体側が延期や中止を判断してもよいか。また基準はどのように考えればよいか。	<p>最初に実施校の希望が「予定通りに実施」又は「延期後実施」あるいは「中止」なのかのヒアリングをお願いいたします。実施の希望がある場合、双方の状況を確認し、安全性を十分に確保の上で実施できるかどうかを御検討いただいた上で、最終的には実施校の意向に沿って決めていただくようお願いいたします。</p> <p>なお、検討にあたっては、次のガイドライン等を御参照くださるようお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■文部科学省ウェブサイト「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」 https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html ■文化庁ウェブサイト「文化施設における感染拡大予防ガイドライン・緊急事態宣言関連等」 https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/20200206.html#info03 ■被派遣者(出演者、実施団体)の所在地における感染症対策に関するガイドライン ■実施校の所在地における感染症対策に関するガイドライン
2	現在の実施予定日での実施の可否や延期後の日程はいつまでに判断すればよいか。	<p>実施校・実施団体間で御相談の上、予め設定していただきますようお願いいたします。各実施団体においては、実施校の希望を第一優先としながら、乗車券等の手配や出演者のスケジュールの確保等との兼ね合いもあることを実施校側と共有し、いつまでに最終判断をしなければならぬかを御検討の上、実施校側へお伝え願います。なお、「延期後実施」あるいは「中止」については実施校・実施団体双方から申し出があった時点で承認となりますので、事務局への御連絡をお忘れなきようお願いいたします。</p>
3	公演の延期はいつまで可能か。	<p>今年度の実施については、令和5年1月31日(火)までを対象実施期間とします。</p> <p>決定後は、「令和4年度文化芸術による子供育成推進事業－巡回公演事業－実施の手引き（制作団体用）」P4の案内に従って変更後の日程の御共有をお願いいたします。</p>
4	中止や延期が決定した場合、どうしたらよいか。	<p>事務局へメールにて御連絡くださるようお願いいたします。あわせて、実施校へも事務局(別途、都道府県・政令指定都市担当部課局より指定先がある場合は指定先)に、御連絡をしていただけるようお願いください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■中止や延期の場合の対応方法については別途以下URLにも取りまとめています。 https://www.kodomogeijutsu.go.jp/junkai/r4_seisaku.html#s03
5	事態が急転し、実施の直前に公演が中止や延期となった場合、経費の扱いはどうなるのか。	<p>指導謝金・出演料等（人件費）については、実施実績を支払基準としますので、公演を行わない場合はお支払いすることができません。</p> <p>旅費や外部へ発注した機材借損料のキャンセル費用等、不可避事項として外部発注先に対して生じてしまった債務、および、延期後の日程に対して発生する経費の計上可否については、別途事務局にて検討させていただきますので、メールにて御相談ください。（実施へ当たり、手配を開始せざるを得ない状況があり、手配をした後に延期又は中止となってしまった場合に限り）</p> <p>また、できる限りキャンセル費用等の経費が生じないよう、発注時期や内容の調整をお願いいたします。</p>

		団体
No.	質問	回答
6	新型コロナウイルス感染症予防について必要な対策の事前相談をしたいが、ワークショップ以外のタイピングで実施校を訪問して打ち合わせ等を行ってよいか。またこの場合、打ち合わせに係る費用の計上は認められるか。	<p>実施校での事前打ち合わせは、原則として、ワークショップ実施時に行ってください。複数回の打ち合わせを要する場合も、電話やビデオ通話等を使用したオンライン上での打ち合わせを御検討くださるようお願いいたします。やむを得ず対面での打ち合わせを行う場合は、出発前に再度状況を確認し、マスクの着用、密閉空間を避けていただくなど、予め実施校と感染症に関する防止対策を御相談の上、打ち合わせ部分については人数を絞っての対応とする等、最小限の範囲としていただくようお願いいたします。</p> <p>なお、本公演の実施前にワークショップを行うことができない場合で、別途会場の下見及び打ち合わせを必要とする場合は、原則2名までとさせていただきます。下見に必要な人員が2名以上となる場合には、事前に事務局まで御相談ください。</p> <p>経費の取り扱いについては次の通りです。 ※原則としてワークショップを実施する場合は、会場下見の経費を別途計上することは認められません。 ※事前のワークショップが行えず、別日に会場の下見のみを行う場合に計上できる経費は、旅費・日当です（原則2名まで）。 ※事前打ち合わせのための通信料等はお支払いすることができません。</p>
7	現地での先生との打ち合わせや、会場の換気、消毒等を事前に行う必要があり、当初の予定より早く会場入りする必要があるが、これにより発生した前泊等の経費の計上は認められるか。	<p>当日のスタッフを増員するなどして準備時間の短縮を図る方法等について、より効率的で効果的な対応方法の御検討をお願いいたします。</p> <p>スタッフの増員により対応する場合は、必要な人員数(原則2名まで)に係る経費について計上を認めます。会場の換気、消毒等といった単純労務のみを行うスタッフの役務費を計上する場合は、単純労務謝金、1時間当たり1,070円の適用となります。スタッフの増員対応に際しましては、必要な内容(対応内容・人数・単価等)をお取りまとめの上、事務局まで御相談ください。</p> <p>他の対応方法と比較し、準備開始時間の前倒しが最も効率的で効果的かつ確実である場合は、前泊等の経費の計上を認めます。ただし、増額規模等の確認・把握等が必要であるため、必ず事前に事務局まで御相談ください。</p>
8	消毒液の購入経費の計上は認められるか。	<p>新型コロナウイルス感染症予防に関する消耗品(団体側が使用する数量を含む)の購入費用や借損料等については計上を認めますが、備品に相当するものの購入は不可となります。また安価であっても団体の資産となる得るものについては計上を認められません。借用等の御検討をお願いいたします。</p> <p>なお、体温計やアクリル板等の計上が認められない経費の詳細については「令和4年度文化芸術による子供育成推進事業－巡回公演事業－実施の手引き(制作団体用)」P14を御参照ください。</p>
9	実施時の密集状態を避けるために、実施を複数回に分けるなどの対応をとってよいか。	<p>出来る限り1公演の費用範囲内で行える対応の御調整をお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、三密(密集・密閉・密接)にならないよう、工夫をお願いいたします。</p> <p>※複数回公演の対応に係る経費の計上については、次の基準で経費の計上を認めますが、必ず事務局への事前連絡をお願いいたします。</p> <p>【全鑑賞予定児童・生徒数ごとの計上可能回数】 1～199名：1回まで / 200～299名：2回まで / 300～399名：3回まで / 400～499名：4回まで / 500～599名：5回まで / 600～699名：6回まで 以下同様</p> <p>※1公演当たりの鑑賞予定児童・生徒数が100名を下回る場合は、経費の対象となりません。</p> <p>なお、実施校の御要望と折り合いがつかない等、調整が難しい御状況がございましたら、事務局へ御相談ください。</p>

		団体
No.	質問	回答
10	実施校において、巡回公演事業に対する実施時間の確保が困難な状況がある。ワークショップは必ず実施しなければならないか。また、本公演の時間を短縮しても良いか。	<p>本区分においては、ワークショップを鑑賞・体験のフォローアップとして重要事項に位置付けています。このため、ワークショップは原則実施していただくようお願いいたします。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により、対面・単独での実施が難しい場合は、「本公演当日実施、オンライン通信による指導(同時中継)、事前学習資料の共有(録画配信・配布を含む)、コロナ対応版のプログラムに切り替える等、原則通常のワークショップの費用規模を超えない範囲で実施校の状況に合わせて必要に応じた対応をお願いいたします。</p> <p>また、本公演についても、実施校の要望が演目の一部改変等の工夫により解決ができる場合は、文化庁確認後、承認を得た上で改変することが認められます。</p> <p>いずれも御提出いただきました「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策版実施計画書」の内容に記載の範囲で対応の検討をお願いいたします。新たな工夫等が必要となった場合は、都度事務局へ御相談いただけますようお願いいたします。</p>
11	実施校側よりオンラインでの本公演やワークショップの指導を求められているが、どのように考えればよいか。	<p>「子供たちに対し質の高い文化芸術の鑑賞機会を届けること」を事業主旨としていることから、本公演については、オンライン通信による動画配信のみの実施については認められません。</p> <p>ただし、鑑賞者の密集を避けるための措置として、一部の鑑賞者を対象とした動画配信(同時中継)等による実施が必要な場合は、この限りではありませんので、実施校から相談を受けた場合は、事務局まで御相談ください。</p> <p>(実施例：1学年のみが体育館にて鑑賞、その他の学年はオンライン通信等にて鑑賞等)</p> <p>ワークショップについては、「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策版実施計画書」において承認を受けた代替対応が認められます。なお、事前教材の配布を代替対応とする場合も、御担当の先生へ丁寧な説明を行う等、工夫をお願いいたします。</p> <p>また、動画配信(同時中継)による指導対応については指導実績とし、指導謝金(主指導者・補助者)の計上を認めます。</p> <p>※過年度、通常のワークショップと異なる実施方法にてワークショップを実施した場合に、実施校において、ワークショップ中止との認識相違が生じているケースが見受けられました。通常実施と異なる方法で対応していただいた場合は、必ず「代替措置によるワークショップ実施」に該当する旨を実施校へお伝えいただくようお願いいたします。</p>
12	実施にあたり、被派遣者全員にPCR検査の実施を希望する。PCR検査費の計上は認められるか。	<p>実施校よりPCR検査受検の要請があった場合、要否の判断に当たっては、実施校より都道府県・政令指定都市等本事業の窓口となっている担当部局へ必ず御相談くださるようお願いいたします。必要と判断された場合には、制作団体を通して、事務局へ御連絡いただく事になっておりますので、要請内容を確認の上、必要な手続き等について御案内します。</p>
13	新型コロナウイルス感染症感染予防対策として会場変更の希望があった場合は、どのように対応すればよいか。	<p>会場変更について実施校より御相談があった場合、公演団体側で対応が可能か会場条件等の御確認をお願いします。公演団体側にて対応可能な場合、会場変更にて御対応を進めてください。(会場変更に伴い前泊費用や移動費用等が発生する場合は、事前に事務局まで御相談ください。)</p> <p>会場変更に伴う書類の御提出はございません。随時メールにて事務局までお知らせください。</p> <p>会場費用については事業経費対象外となり、学校側にて御負担いただく必要がありますので、その旨学校側へ御確認をお願いします。(実施校用手引きP6)</p> <p>実施会場までの生徒移動交通費の御計上が可能です。(実施校用手引きP17)申請は学校側にて行いますが、学校側より御質問があった際にはその旨お伝えください。</p>
14	新型コロナウイルス感染症感染予防対策として、公共交通機関の移動から、レンタカーや貸し切りバスでの移動手段へ変更したい場合、経費計上は認められるか。	<p>実施時期の状況を踏まえ、効率面・経済面及び効果を総合的に御検討いただきたく存じます。安全上必要な場合に限り計上を認めます。ただし、限られた予算の中で、実施校・実施団体の安全を確保しながら、より多くの鑑賞機会を確保することを両立する観点から、見直しをお願いする場合がございます。見積後、移動方法の変更により、派遣費の増額が見込まれる場合は、必ず変更内容・変更理由ならびに増額費用明細の事前相談をお願いいたします。</p>